M００１　体外照射
1　エックス線表在治療
イ　１回目　110点
ロ　２回目　33点
2　コバルト60遠隔大量照射
イ　１回目　250点
ロ　２回目　75点
3　高エネルギー放射線治療
イ　１回目
⑴　１門照射又は対向２門照射を行った場合　840点
⑵　非対向２門照射又は３門照射を行った場合　1,320点
⑶　４門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合　1,800点
ロ　２回目
⑴　１門照射又は対向２門照射を行った場合　280点
⑵　非対向２門照射又は３門照射を行った場合　440点
⑶　４門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合　600点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。
4　強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）
イ　１回目　3,000点
ロ　２回目　1,000点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、放射線治療を実施した場合に算定する。
注１　疾病、部位又は部位数にかかわらず、１回につき算定する。
２　術中照射療法を行った場合は、患者１人につき１日に限り、所定点数に3,000点を加算する。
３　体外照射用固定器具を使用した場合は、所定点数に1,000点を加算する。
４　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を専ら担当する常勤の医師が画像誘導放射線治療（ＩＧＲＴ）による体外照射（３のイの⑶若しくはロの⑶又は４に係るものに限る。）を行った場合には、画像誘導放射線治療加算として、患者１人１日につき１回に限り所定点数に300点を加算する。
M００１－２　ガンマナイフによる定位放射線治療　50,000点
M００１－３　直線加速器による定位放射線治療　63,000点
注　直線加速器による定位放射線治療のうち、患者の体幹部に対して行われるものについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
M００２　全身照射（一連につき）　30,000点
注　造血幹細胞移植を目的として行われるものに限る。
M００３　電磁波温熱療法（一連につき）
1　深在性悪性腫瘍に対するもの　9,000点
2　浅在性悪性腫瘍に対するもの　6,000点

M００４　密封小線源治療（一連につき）
1　外部照射　80点
2　腔内照射
イ　高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合　10,000点
ロ　旧型コバルト腔内照射装置を用いた場合　500点
ハ　その他の場合　5,000点
3　組織内照射
イ　前立腺癌に対する永久挿入療法　48,600点
ロ　高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合　23,000点
ハ　その他の場合　19,000点
4　放射性粒子照射（本数に関係なく）　8,000点
注１　疾病、部位又は部位数にかかわらず、一連につき算定する。
２　使用した高線量率イリジウムの費用として、購入価格を50円で除して得た点数を加算する。
３　使用した低線量率イリジウムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。
４　前立腺癌に対する永久挿入療法を行った場合は、使用した線源の費用として１個につき630点を加算する。ただし、この場合において、注６の加算は算定できない。
５　食道用アプリケーター又は気管、気管支用アプリケーターを使用した場合は、それぞれ所定点数に6,700点又は4,500点を加算する。
６　使用した放射性粒子の費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。
M００５　血液照射　110点

第13部　病理診断

通則
1　病理診断の費用は、第１節及び第２節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。ただし、病理診断に当たって患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、第１節及び第２節並びに第３部第４節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
2　病理診断に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規定する場合を除き、前号により算定した点数及び第３部第５節の所定点数を合算した点数により算定する。
3　病理診断に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前２号により算定した点数及び第３部第６節の所定点数を合算した点数により算定する。
4　第１節又は第２節に掲げられていない病理診断であって特殊な病理診断の病理標本作製料又は病理診断・判断料は、第１節又は第２節に掲げられている病理診断のうちで最も近似する病理診断の各区分の所定点数により算定する。
5　対称器官に係る病理標本作製料の各区分の所定点数は、両側の器官の病理標本作製料に係る点数とする。